

東久留米市防犯機器等購入補助金 Q&A

令和8年4月22日時点

| No. | Q | A |
|-------------------|--|---|
| 事業について | | |
| 1 | 令和7年度申請した人が令和8年度も申請できるか。 | 令和7年度に申請した人は令和8年度に申請できません。 |
| 申請について | | |
| 2 | 申請者がオーナーという形で、自身が住んでいない住宅について申請することは可能か。 | 申請者が居住している住宅に対して、侵入盗被害防止対策をした場合に対象としているため、オーナーからの申請は対象とはなりません。 |
| 3 | 1世帯で複数の防犯機器等の購入・設置をした場合、それぞれ補助の対象となるか。また、同一世帯内で複数名義での補助は受けられるか。 | 複数の機器等を購入した場合は合算額で申請可能とします（補助が世帯単位のため）。ただし、補助上限（購入・設置費用の1/2、1万円上限）は変わりません。また、1世帯での申請回数は1回のみとし、同一世帯複数名義での補助は受けられません。 |
| 4 | 二世帯住宅はそれぞれ申請が可能か。 | 1世帯1申請、上限1万円を基本とします（世帯内での重複申請がないようご注意ください）が、「玄関がそれぞれにある」など二世帯住宅として判断できる場合は、それぞれ申請が可能です。 |
| 5 | 自宅と兼ねている店舗や事務所部分への設置は対象となるか。 | 対象となりません。住宅の防犯対策の促進のための事業となりますので、ご理解をお願いいたします。 |
| 6 | 自宅兼店舗の場合、自宅と店舗が完全に分離している場合は別として、店舗入口が自宅の玄関を兼ねている場合の各種防犯機器等については、補助対象と考えてよいか。 | 家の形状、購入する機器等、具体的なケースや組合せによるところが大きいので、一概にはお答えできませんが、「住宅」部分として判別できるのであれば補助対象となります。現地の現況写真等により判断いたします。 |
| 7 | 賃貸住宅、分譲住宅の居住者も対象となるか。 | 本事業の申請については、持家・分譲・賃貸等を問わず申請が可能です。ただし、共同住宅や賃貸物件で工事等を伴う機器等の設置の際は、対象となる住宅の所有者に事前説明を行い、同意を得てください。その場合、「当該住宅の所有者の同意書 様式1号（第6関係）別紙」の提出が必要です。また、カメラ機能が搭載されている機器等の場合は、プライバシーに十分配慮して設置してください。やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得てください。その場合、「カメラ機能の付いている機器の撮影範囲に関する同意書 様式第1号（第6関係）別紙」の提出が必要です。 |
| 8 | 集合住宅の場合、管理者の同意が必要だが「都営住宅」の場合は管理者が東京都となる。その場合はどうするのか。 | 賃貸の集合住宅の場合、賃貸借契約に基づく内装変更許可（都営住宅の場合は、「模様替え届」）をもって管理者の同意とみなします。なお、一般的に集合住宅では既設のインターホンが地震・火災の検知システムと連動している場合があり、このようなケースではカメラ付きインターホンの工事が制限される可能性があります。 |
| 9 | 業者等が代理で申請することは可能か。 | 業者等が代理で申請することは可能です。ただし委任状の作成や「委任者」「領収書の宛先」「振込口座名義人」が同じである必要があります。 |
| 10 | 補助対象の要件として、申請日において市民である必要があるかと思いますが、購入日や設置日において、市民である必要はありますか。 | ありません。申請日時点において、市の住民基本台帳に登録されている者であって、現に市内に住所を有し、その住所に居住していることが要件となります。 |
| 補助対象品目について | | |
| 11 | 補助対象の範囲はどのようなものと考えているか。 | 侵入盗被害防止対策としての防犯機器等の購入費用と、それらを住宅に設置するためにかかる費用を対象とします。 |
| 12 | 防犯性能の高い機器の基準はあるのか。 | 基準はありません。防犯性能に関しては、「CPマーク（防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議）による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載、公表された部品に表示されるマーク」などを参考にしてください。 （参考）住まいの情報発信局ホームページ http://www.sumai-info.jp/bouhan/ |
| 13 | 「防犯カメラ」を室内に設置しても補助対象となりますか。 | 外部からの侵入を防ぐことを目的とした防犯対策物品を対象とするため、室内を映すカメラについては対象になりません。また、室内にカメラを設置して室外を撮影するように設置した場合も、対象になりません。 |
| 14 | 「防犯性能の高い鍵」とはどんなものが対象ですか。 | ・ディンプルキー（表面に大小様々なくぼみが付いた鍵） ・ロータリーシリンダーキー（ピッキングに強い鍵） ・電気錠（スマートロック）などの不正開錠が困難なものです。 |
| 15 | 「防犯フィルム」についてはどのようなものが対象になりますか。 | 侵入者が窓ガラスを割って室内に押し入るのを防ぐことを目的として、一般販売しているものが対象となります。上記の機能を有しない「ガラス飛散防止フィルム(災害用)」や「遮熱・断熱フィルム」等は対象となりません。 |
| 16 | 防犯機器等の購入費用だけでなく、カメラ付きインターホンなど設置が必要なものについては工事費用も対象となるか。 | 防犯機器等の購入に伴う設置費用も補助対象となります。ただし、上限額（1世帯あたり上限1万円、経費の2分の1）があります。 |

| | | |
|-------------------|---|--|
| 17 | 設置・取り付け等の手配ができなかった場合等に、知人に依頼（専門業者以外が設置交換した）した際の謝礼・報酬等も補助対象となるか。 | 専門業者以外の費用は対象外です。専門業者の領収書添付があった場合は補助対象となります。 |
| 18 | 設置・取り付け等において専門業者とはどのような作業を行う事業者か。 | 専門業者が行う作業とは主に以下の内容を対象としています。 ・防犯カメラやカメラ付インターホンなどの電気製品の取付・取外。安全面を考慮し電気工事店などに依頼してください。 ・防犯砂利等の簡易な作業についてはシルバー人材センター等に依頼してください。 ・CPマーク付きの防犯フィルムについては専門業者が貼付けを行わないと、効果が出ないものもあるとのこと。よって、CPマーク付きの防犯フィルムに関しては専門業者に依頼してください。 これら以外に、業者等に依頼する作業もありますのでわからない点は、市役所防災防犯課（☎ 042-470-7769）までお問い合わせください。 |
| 19 | 市の補助対象品目以外に、対象品目として認めたものはありますか。 | ・雨戸・シャッター ・カム送り防止具 ・ガードプレート ・ガラス破壊センサー ・「防犯カメラ作動中」等の防犯シール などが 있습니다。 |
| 20 | 補助対象外経費・対象外品目はあるか。 | リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費用等毎月の支払いが生じるもの、移設・撤去費用・配送料、モバイルバッテリーや延長コード等の他用途に使用できるものは対象になりません。ただし、機器の設置に必要な専門金具等は対象となります。 |
| 21 | リース契約の月額部分以外の初回設置費用のみの申請は対象となるのか。 | リース契約というものが「購入」ではなく「借りている」状態のため、初回設置費用のみの申請であっても対象外となります。 |
| 22 | 中古品でも補助対象となるか。 | 防犯機能上、有用な機器等であれば補助対象となります。ただし、譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む）は対象外です。 |
| 23 | フリマアプリは対象外とのことだが、当該アプリ上で正規の業者として品物を売っている場合も対象外となるか。 | 対象外です。 |
| 24 | 防犯カメラを設置するに当たり、記録用メディア（SDカード等）を購入した場合に補助対象となるか。 | 防犯カメラの購入時に合わせて、必要最低限の範囲内において購入した記録用メディア（関連機器等）や電池等は補助対象となります。 |
| 25 | SDカードや電池等は必要範囲内で対象とのことだが、自身で防犯カメラ等を設置する際に購入した延長コード等は対象になるか。 | SDカードについては、防犯カメラ事態に記録しておく機能がない場合に記録媒体として、必要最低限の個数については対象となります。延長コード等については、設置位置の関係で必要になっているものであり、他用途に使用できるため、対象外となります。 |
| 26 | 防犯カメラを購入するにあたり、電源が屋外にないためソーラーパネルと合わせてモバイルバッテリーを購入した場合、モバイルバッテリーは対象になるか。 | モバイルバッテリーについては、防犯機器以外の他用途に使用できるため、対象外となります。 |
| 27 | 新築住宅に付随している防犯機器については、補助対象となるのか。 | 新築物件全体としての領収書等（契約書）の提出が見込まれるため、原則として補助対象外と考えます。ただし、機器の購入・設置のみの領収書が提出され、補助対象経費が容易に判別できる場合は、受け付け可能です。 |
| 28 | 対象品目に悩んだ際はどうすればよいか。 | 個別に市役所防災防犯課（☎ 042-470-7769）までお問い合わせください。 |
| 29 | 自分で機器を取り付けた場合の、部材・材料は、対象外か。（延長コードや配線費用など） | 対象外です。ただし、機器の設置に必要な専用金具等は対象となります。 |
| 30 | フリーマーケットや個人間の売買で取得した機器について、設置費用のみの申請はできるのか | 購入したうえで設置に要した費用についても補助する制度なので、設置のみの申請は対象外です。 |
| 31 | 防犯機器の延長保証については、どのような取り扱いになるのか | 追加で延長保証を購入しているのであれば、対象とはなりません。 |
| 32 | 海外で購入した防犯機器等は補助対象になるか。 | 一律で対象外というわけではありません。安全性等に問題があれば対象外となります。 |
| 必要書類関係について | | |
| 33 | 対象期間について、購入した日付なのか、設置した日付なのか。年度を跨いでいた場合は対象になるのか。 | 対象となりません。領収書の日付で判断いたします。購入が令和7年度、設置工事が令和8年度としてそれぞれ領収書が提出された場合、令和8年度のみとなるため補助対象外となります。 |
| 34 | 管理組合などからの同意については、「上申書」のようなものでもよいか。 | 管理組合などから同意を得て「当該住宅の所有者の同意書 様式1号（第6関係）別紙」の提出してください。 |
| 35 | 領収書については、原本を提出する必要があるのか。 | 基本的には原本又はその写しを提出するものと考えます。LOGOフォームの申請の場合は、PDF形式、JPEG形式（写真）のデータを添付してください。 |
| 36 | 「領収書等支払いがわかるもの」として、レシートは添付書類として認められますか。 | レシートでは購入者が不明となるため、認められません。 |
| 37 | ホームセンター等で同日購入ではなく別日に購入した場合、領収書が複数枚に分かれてしまう。領収書が複数枚に分かれていても問題ないか。 | 対象期間内に購入された防犯機器であれば、領収書が複数枚に分かれている場合でも問題はありません。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 38 | Amazonや楽天などのネットショッピングで購入した場合、領収書等の提出については、「購入履歴のコピー」や「購入履歴のスクリーンショット」などでも構わないか。 | Amazon、楽天などにおいては購入履歴のページから領収書が発行できるため、そちらを提出してください。「購入履歴のコピー、スクリーンショット」等でしか対応できない通販サイトの場合は、個別に市役所防災防犯課（☎ 042-470-7769）へご相談ください。 |
| 39 | Amazonや楽天などのネットショッピングで購入し、高齢の親のために子供が代理で購入した場合に、領収書の名義が申請者である親と違う場合はどうしたらよいか。 | 申請者（親）と領収書の名義（子）の親子関係を確認できれば問題はありません。領収書名義の子供が市内在住で申請者となる場合に領収書の混在等に注意してください。 |
| その他 | | |
| 40 | 購入時に購入店の割引やポイント利用を行った場合、補助対象となるか。 | 販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引など)やポイントを利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を購入費用とします。 |
| 41 | クレジットカード、電子マネー、QRコード決済での支払いは対象となるか。 | 対象となります。本事業においては、クレジットカード等で決済時に付与されるポイントについても減額は不要です。 |
| 42 | 補助対象となる防犯機器等を所持しているが、工事が必要な状態（故障しているor移設が必要）である。この費用は対象となるか。 | 修理や移設のみの費用は対象となりません。ただし、過去に補助を受けておらず、機器等の交換が必要であれば、新規の購入・設置として補助対象となります。 |
| 43 | 補助後、当該補助機器等が壊れてしまったが、修理や買い替えの費用については補助対象となるか。 | 一世帯あたり一回限りとなりますので、対象となりません。 |
| 44 | 東京都の「既存住宅における省エネ改修促進事業」と防犯機器等購入緊急補助事業の重複申請は可能か。 | 重複申請とは、断熱防犯窓の設置に対して本事業及び省エネ改修促進事業の補助金を二重に申請する意味かと思われませんが、都からの補助制度を二重に受けることとなるため、本事業においては断熱防犯窓を補助対象とすることはできません。 |
| 45 | 撤去費用は補助対象とならないとのことだが、領収書に工事費等と記載されており、撤去費用の内訳が記載されていない場合にどのようにしたらよいか。 | 原則、撤去費用は対象外です。ただし、防犯機器の設置に伴い撤去され、経費に峻別がつかない（設置に伴う工事費用として一括計上されるなど）場合には対象といたしますが、撤去費用の内容が適切であるのか（対象商品のみ撤去など）を確認いたします。撤去費用の内容が適切でない場合は、対象といたしません。 領収書が別で出された場合も同じ扱いです。 |
| 46 | ポイントで支払いがあった際は、利用後の金額を購入費用とするとのことだったが、領収書に全額ポイント利用なのか、一部を利用したのか記載がない場合どのようにしたらよいか。 | 領収書の他に支払い方法が分かる画面のスクリーンショットなどと照らし合わせるなど、全額ポイントの利用がされていないことを確認する必要があります。 |
| 47 | 1枚の領収書に補助対象物品と対象外物品が同時に計上され、かつポイントも使っているような場合、補助基準対象額はどのように考えればよいか。 | 左記のような事例の場合は、割引後使われたポイントを按分し、対象物品の経費から除算した金額が補助基準対象額となります。 |